

平成二十六年三月六日提出
質問第六七号

首相の適格性を欠く発言等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

首相の適格性を欠く発言等に関する質問主意書

首相の衆議院予算委員会における発言の真意等について、以下にお尋ねする。

一 平成二十六年一月三十一日衆議院予算委員会で、「デマゴグ」との発言があった。発言の具体的な意味を問う。この発言は首相として適格性を欠く発言と考えるがいかか。また、発言を撤回するお考えはあるのか。

二 平成二十六年二月十日衆議院予算委員会で、「なんとかの勘ぐり」との発言があった。発言の具体的な意味を問う。この発言は首相として適格性を欠く発言と考えるがいかか。また、発言を撤回するお考えはあるのか。

三 二の発言は、現行憲法における「公共の福祉」を、自民党憲法改正案で「公益及び公の秩序」に置き換えている理由を問う質問に関連してなされたものである。「公共の福祉」という現行憲法の文言を、「公益及び公の秩序」に変えたとしても、実態は、首相の答弁の通り、全く変わらないのか。

四 現行憲法第八十二条にある「公の秩序」は、現行憲法にある「公共の福祉」と同一の意味か。意味が異なるのであれば、それぞれその意味をお示し願いたい。

五 現行憲法にある「公共の福祉」とは、どのような意味か。また、「公共の福祉」による権利制限の基本的考え方をお示し願いたい。

六 首相の答弁にある「公益及び公の秩序」とは、どのような意味なのか。また、首相答弁にある「公益及び公の秩序」による権利制限の基本的考え方をお示し願いたい。首相の答弁の真意をお尋ねする。

七 「公共の福祉」と「公益及び公の秩序」とは同じ意味か。また、権利制限の基本的考え方も同じと考えて差し支えないか。

八 法律で「公共の福祉」「公益」「公の秩序」が使われているものはいくつあるか。また、それぞれの意味はどのようなものか。

本質問に関しては、質問番号を束ねた回答ではなく、質問番号ごとに、具体的にご回答をいただくことを願います。

右質問する。